

4 公共料金の割引・税の減免

4 公共料金の割引・税の減免

公共料金の割引

詳細は各公共交通機関にお問い合わせください。

JR 旅客運賃の割引

障害者(児)と介護者が JR 線を利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種障害者(児)が 介護者付き添いで利用する場合	普通乗車券 定期券(小児を除く) 回数券(バスを除く) 急行券(特別急行券を除く)	5割 介護者も 同率	全区間
	12歳未満の第2種障害児が 介護者付き添いで利用する場合	定期券	
第1種・第2種障害者(児)が 単独で利用する場合	普通乗車券	5割	片道100キロ を越える区間

利用方法 乗車券購入の際に、発売窓口で手帳を提示する。なお、第1種障害者が介護者とともに乗車する場合には、乗車距離100キロまでの普通乗車券に限り本人と介護者の2人分の小児乗車券を自動券売機で購入し、乗車できる(有人改札口をご利用ください)。

第1種障害者(児)については「障がい者用 Suica」もご利用いただけます。

問い合わせ JR 各駅

私鉄旅客運賃の割引

対象・内容・利用方法とも JR に準じます。ただし、各私鉄により割引内容が異なります。

問い合わせ 私鉄各駅

民営バス運賃の割引

障害者(児)と介護者が県内を発着する民営バスを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者

写真貼付のある精神障害者保健福祉手帳所持者

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
・身体障害者手帳・療育手帳の所持者 ・第1種身体障害者、12歳未満の身体障害者・療育手帳所持者の介護者	普通乗車券 回数券	5割	全区間
	定期券	3割	
・写真貼付のある精神障害者保健福祉手帳の所持者	※割引対象・割引率・区間・その他詳細については各バス会社によって異なります。直接各バス会社にお問い合わせください。		

利用方法 バスを利用の際、手帳を提示する。※施設入所者(児)として割引を受ける人は、施設長が発行するバス運転割引証明書が必要です。

問い合わせ 各バス会社営業所

4 公共料金の割引・税の減免

市内循環バス（ぐるっとくん）の利用料金無料

- 対 象** 障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者
身体障害者手帳第1種または療育手帳（㊟、A）所持者（児）の介護者1名
- 利用料金** 免除
- 利用方法** 降車時、運転手に手帳を提示する。
- 問い合わせ** 交通防犯課（市役所4階）
☎048(775)5138 FAX048(775)9927

航空運賃の割引

障害者（12歳以上）とその介護者1名が航空機を利用する場合、国内線の運賃が割引になります。

対 象

適用範囲	満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている本人と介護者1名
-------------	---

割引率 航空会社・利用期間・区間ごとに割引率は異なります。

利用方法 搭乗券を購入の際、手帳を提示する。

問い合わせ 各航空会社営業所・代理店

タクシー料金の割引

障害者（児）がタクシーを利用する場合、手帳を提示すると料金が割り引かれます。

※乗車前に必ず運転手に確認をお願いします。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳所持者

割引率 メーター表示の10%。ただし、割引後の10円未満の金額は切り捨てる。

問い合わせ 埼玉県乗用自動車協会 さいたま市浦和区高砂3-10-4

☎048(863)6431 FAX048(863)7833

4 公共料金の割引・税の減免

有料道路の割引

次の対象者は手続きをすることにより、本人又は家族所有の車両の有料道路通行料金が半額になります。ただし、通常の料金を半額にした際に端数が生じる場合は、ご利用になる有料道路の計算単位により、お支払額は10円単位又は50円単位で切り上げとなります。（業務用の自動車及び法人名義の自動車の個人使用は対象外です。）

- 対象者**
- ① 身体障害者手帳（第1種）… 本人が運転又は本人以外の方が運転する車両に同乗
 - ② 身体障害者手帳（第2種）… 本人が運転
 - ③ 療育手帳（㊤、A）… 本人以外の方が運転する車両に同乗

- 車種要件**
- ① 乗車定員10人以下の乗用自動車
 - ② 後部座席のある乗車定員4人以上10人以下の貨物自動車で、荷台と乗車設備に仕切りがないもの又は仕切りがある場合は最大積載量が500キログラム以下のもの。
 - ③ 乗車定員10人以下の特殊用途自動車で車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車
 - ④ 二輪自動車（総排気量125ccを超えるもの）

※けん引装置付きの自動車も登録できますが、被けん引車両けん引時は割引対象外

- 手続きに必要なもの**
- ① 身体障害者手帳または療育手帳
 - ② 登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証）
※ 電子化された車検証をお持ちの方は、電子化された車検証に加え、「車検証アプリがインストールされたスマートフォン等」または「自動車検査証記録事項」が必要です。
 - ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
※ETCを利用する場合は、さらに次のものが必要です。
 - ④ ETCカード（※障害者本人名義のもの1枚に限る。ただし身体障害者手帳第1種または療育手帳（㊤、A）の人に限り、18歳未満の場合、親権者又は後見人可）
 - ⑤ 登録を希望する自動車に取り付けられたETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」等、ETC車載器の管理番号が確認できる書類

- 有効期限** 新規申請 … 申請日から2回目の誕生日まで
更 新 … 期限前の更新時は3回目の誕生日まで
（有効期間は最長2年2か月です。）

*再判定・再認定が必要な手帳については、有効期間が手帳の再判定日までとなります。

- 更新手続き** 有効期限の2か月前から受付。更新の際は上記の③、④、⑤の書類は不要となります。
※ETCカードや車載器の番号に変更があった際は、④、⑤の書類をご提出ください。

- 問い合わせ** 障害福祉課（市役所2階） ☎048(775)5122 FAX048(776)8872
有料道路ETC割引登録係 ☎045(477)1233（平日9時～17時） FAX045(474)1110

フェリー旅客運賃の割引

カーフェリーを利用するとき、障害者手帳（身体・療育・精神）を提示すると旅客運賃が割引になる場合があります。

※介護者の割引・割引対象客室等、割引の内容は、会社により異なりますので、直接お問い合わせください。

4 公共料金の割引・税の減免

問い合わせ 各船舶会社

NHK受信料の減免

障害者のいる世帯に対して、テレビ受信料が減免される場合があります。

全額免除 身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかがいる世帯で、世帯員のいずれもが住民税を課税されていない場合

※毎年6月末頃に前年の収入により課税年度が変わります。全額免除非該当となる場合は、通常の受信料の支払いが発生します。再び全額免除対象（非課税）となった場合は、再度申請が必要です。

半額免除 ①契約者が世帯主で身体障害者手帳を持っている視覚障害者または聴覚障害者である場合
 ②契約者が世帯主で身体障害者手帳を持っている重度(障害程度が1級、2級)の身体障害者である場合
 ③契約者が世帯主で療育手帳を持っている重度(㊤、A)の知的障害者である場合
 ④契約者が世帯主で精神障害者保健福祉手帳を持っている重度(障害程度が1級)の精神障害者である場合

手続き 障害福祉課に障害者手帳と印鑑を持参する

問い合わせ ①NHK ふれあいセンター ☎0570(077)077

②障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

郵便料金の減免

	内容	取り扱い	備考
点字郵便物等	点字郵便物 特定録音物等郵便物	3kg以内 無料	特定録音物等郵便物を発受することができる施設は限られています。 (施設についてはホームページまたは郵便局でご確認ください)
定期刊行物の低料第三種郵便物	日本郵便株式会社の承認を受けた雑誌などの定期刊行物を、低廉な料金で送付することができます。	詳しい料金については、日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください	日本郵便株式会社から第三種郵便物の承認を受けることに加え心身障がい者団体であることの証明が必要となります。 (詳しい条件等はホームページまたは郵便局でご確認ください)
ゆうパック ゆうメール	聴覚障害者用 ゆうパック 点字ゆうパック 心身障害者用 ゆうメール	詳しい料金については、日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください	聴覚障害者用ゆうパックは日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障害のある人との間で発受されるビデオテープ等が対象です。心身障害者用ゆうメールは、障がいのある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書閲覧のために発受されるゆうメールが対象です。

問い合わせ ①上尾郵便局 上尾市谷津 1-87-1 ☎048(772)2222 FAX048(773)9817

②最寄りの郵便局

4 公共料金の割引・税の減免

青い鳥郵便葉書（官製はがき）の無料配布

重度の身体障害者および知的障害者で希望された方（受付期間：例年4～5月）に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書20枚が配布されます。

申込方法 郵便局の窓口または郵送による申出が必要。

※申込み方法は郵便局にてご確認ください

期 間 例年4月1日～5月31日ですが、年度毎に異なる可能性があります。

問い合わせ ①上尾郵便局 上尾市谷津1-87-1 ☎048(772)2222 FAX048(773)9817

②最寄りの郵便局

携帯電話料金の割引

携帯電話を利用する際の通話料や基本使用料について、割引を受けられる場合があります。

ご契約の会社によって内容や手続き方法が異なりますので、各販売店等にてご確認ください。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

申込方法 各社それぞれの取り決めがありますので、販売店等にお問い合わせください。

NTT番号案内の無料利用（ふれあい案内）

NTTでは、電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

対 象

	区 分	程 度
身体障害者手帳	視覚障害	1～6級
	肢体不自由（上肢または体幹）、 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級
	聴覚障害	2級、3級、4級、6級 （1級、5級はなし）
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級、4級 （1級、2級なし）
戦傷病者手帳	視力の障害	特別項症～第6項症
	上肢の障害	特別項症～第2項症
	聴覚障害	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1項症、第2項症、 第4項症
療育手帳		④、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳		1、2、3級

問い合わせ ①NTT「ふれあい案内」☎0120-104-174 ②NTT各営業所

4 公共料金の割引・税の減免

公共施設利用料の減免

障害者または障害者団体が、市内または県内にある施設、または民間の施設を利用するとき、利用料などが減免される場合があります。減免の有無、条件や料金等については、施設に直接お問い合わせください。

施設名（上尾市内）	所在地	電話	FAX
あげお富士住建ホール （上尾市文化センター）	二ツ宮 750	048(774)2951	048(774)2955
三井金属あげおコミュニティセンター （上尾市コミュニティセンター）	柏座 4-2-3	048(775)0866	048(775)0868
イコス上尾	平塚 951-2	048(772)1611	048(772)1614
上尾公民館	二ツ宮 750 文化センター内	048(775)0185	048(776)7366
上平公民館	上平中央 3-31-5	048(775)9308	048(770)1102
平方公民館	平方 905-1	048(726)3446	048(726)3991
原市公民館	原市 3499	048(721)4948	048(721)4946
大石公民館	小泉 9-28-1	048(726)6615	048(726)6616
大谷公民館	大谷本郷 949-1	048(781)0892	048(780)1113
上尾市民体育館	向山 4-3-10	048(781)8111	048(781)8113
図書館瓦葺分館集会室	瓦葺 2528-3	048(723)1070	
上平公園(野球場・テニスコート)	菅谷 16	048(776)8986	048(776)3322
平塚公園(テニスコート)	平塚 1212	048(774)2046	048(774)2046
上尾市健康プラザわくわくランド	西貝塚 17-1	048(783)1126	048(726)7657

税金の減免

所得税・市県民税の障害者控除・非課税

本人または扶養親族が障害者の場合は、障害者控除として下記の金額が所得金額から差し引かれます。

対 象		控除額
特別障害者 身障手帳 1・2級、療育手帳 ㉠・A、精神手帳 1級 またはこれに準じるとして市長の認定を受けている者 常に就床を要し、複雑な介護を要する者	所得税	40万円
	住民税	30万円
普通障害者 身障手帳 3～6級、療育手帳 B・C、精神手帳 2・3級 またはこれに準じるとして市長の認定を受けている者	所得税	27万円
	住民税	26万円

※住民税は、本人の所得金額が135万円以下（令和2年度までは125万円以下）の場合、非課税です。

※身体障害者手帳申請中でも適用対象となる場合があります。

問い合わせ ①所得税 上尾税務署 上尾市大字西門前 577 ☎048(770)1800

②市民税 市民税課(市役所2階) ☎048(775)5131 FAX048(775)9846

4 公共料金の割引・税の減免

所得税・市県民税の同居特別障害者控除

納税義務者または納税義務者と生計を同一にしている親族が、控除対象の特別障害者と同居している場合には、控除額が加算されます。

問い合わせ ※前述の「所得税・市県民税の障害者控除・非課税」と同じ

所得税の所得金額調整控除

特別障害者本人や特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者は所得金額調整控除額（※）を給与所得から控除されます。

※{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%＝控除額

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に所得金額調整控除申告書を提出する必要があります。

問い合わせ 上尾税務署 上尾市大字西門前 577 ☎048(770)1800

利子等の非課税

障害者手帳の交付を受けている人、遺族年金を受給している妻などは、最初の預け入れ等をする日までに金融機関の営業所等を経由して税務署長に（特別）非課税貯蓄申告書等を提出し、原則として、預け入れ等の都度、（特別）非課税貯蓄申込書等を提出することにより、次のとおり一定の貯蓄の利子等にかかる所得税、地方税が非課税になります。

非課税制度の種類	非課税の対象となる貯蓄	非課税限度額
障害者等のマル優制度	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券	貯蓄元本の合計が 350 万円まで
障害者等の特別マル優制度	国債、地方債	額面の合計が 350 万円まで

問い合わせ 各金融機関等

ストーマ用装具の医療費控除

人工肛門のストーマ(排泄孔)または尿路変向(更)のストーマを持つ人の使用するストーマ用装具について、その人の治療を行っている医師が「ストーマ用装具使用証明書」を発行した場合には、医療費控除の対象となります。ストーマ用装具代の領収書と医師の証明書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示します。医師の証明書の用紙は、障害福祉課にもあります。

問い合わせ 上尾税務署 上尾市大字西門前 577☎048(770)1800 (自動音声)

おむつ代の医療費控除

傷病によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代について、その人の治療を行っている医師が「おむつ使用証明書」を発行した場合に限り、医療費控除の対象となります。おむつ代(紙おむつの購入料、貸しおむつの賃借料)の領収書と医師が発行した証明書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示します。医師の証明書の用紙は、障害福祉課にもあります。また、おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降である場合、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付する「おむつ使用の確認書」等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

問い合わせ 上尾税務署 上尾市大字西門前 577☎048(770)1800 (自動音声)

4 公共料金の割引・税の減免

相続税の障害者に対する税額控除

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

問い合わせ 上尾税務署 上尾市大字西門前 577 ☎048(770)1800（自動音声）

贈与税の非課税

一定の信託契約に基づいて特定障害者（*）を受益者とする財産の信託があったときは、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出することにより、その信託受益権の価額のうち、一定額までは贈与税がかかりません。

*特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- ・特別障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳㉠・A、精神障害者保健福祉手帳1級等）
- ・特別障害者以外の障害者のうち精神に障害のある方

問い合わせ 上尾税務署 上尾市大字西門前 577 ☎048(770)1800（自動音声）

個人事業の非課税

対 象 両眼の視力喪失または、両眼の矯正視力が0.06以下の視覚障害がある人

内 容 あんま、はり、きゅう等医業に類する事業を個人で営む場合は事業税が非課税になる。

問い合わせ 上尾県税事務所 上尾市大字南 239-1 ☎048(772)7111

4 公共料金の割引・税の減免

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障害者または同一生計者が納税義務者および運転者の場合、障害者の通院、通学、通所、生業のためにもっぱら使用する埼玉県内ナンバーの自家用自動車（原付を含む）については、障害者1人につき1台のみ、自動車税（種別割）・自動車（環境性能割）または軽自動車税（種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免制度の対象となる場合があります。

【減免を受けることができる障害の程度】

- ・身体障害者手帳所持者（障害区分と等級が表の網かけ部分に該当する人。ただし、◎印の部分は視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1、☆印の部分はこう頭摘出者に限られます。）
- ・戦傷病者手帳所持者（身体障害者手帳の減免の範囲に準じます）
- ・療育手帳所持者（㉠またはAの方）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級かつ精神通院医療を受けている方）

※ 障害者が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）、療育手帳㉠またはA、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けているかたに限り対象となる可能性があります。

区分 手帳	視 覚	聴 覚	音 声 機 能	言 語 機 能 ま た は	平 衡 機 能	上 肢	下 肢	体 幹	心 臓	じ ん 臓	呼 吸 器	幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能		ぼ う こ う	直 腸 機 能 ま た は	小 腸 機 能	免 疫 機 能	肝 臓 機 能		
												上肢	移動							
身体 障 害 者 手 帳	1級	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2級	○	○			○	○	○				○	○					○	○	
	3級	○	○	☆	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	4級	1	◎					○						○						
		2																		
	5級							○	○					○						
6級							○						○							
療育手帳		㉠、A				精神障害者保健福祉手帳（通院医療費受給者）						1級								

【減免額・受付期間】

内容	減免額	受付期間
自動車税（種別割）	45,000円を上限で減免 （グリーン化税制対象の自動車は 51,700円）	1年間分の減免を受ける場合、納期限内 （通常5月31日まで） ※納期限後の申請は申請月の翌月から月割 減免
各種（環境性能割）	300万円×該当する車の税率 を上限で減免	登録の日から30日以内
軽自動車税（種別割）	全額 ※毎年の手続きが必要	納期限内（通常5月31日まで）

注意事項：自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免を受けてから1年以内に新たに取得した自動車については、原則として、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免は適用されません。

4 公共料金の割引・税の減免

受付窓口	自動車税（種別割）⇒ 埼玉県自動車税事務所、県税事務所
	自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）⇒ 埼玉県自動車税事務所大宮支所
	軽自動車税（種別割）※納税の窓口が上尾市の場合 ⇒ 市役所市民税課

障害者と納税義務者等の関係（△障害者のみで構成される世帯の障害者が納税義務者の場合のみ）

納税義務者 \ 運転者	障害者本人	障害者と同一生計のかた	障害者を常時介護するかた
障害者本人	○	○	△
障害者と同一生計のかた	○	○	×
障害者を常時介護するかた	×	×	×

手続きに必要な書類	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（原本）、（精神障害者保健福祉手帳の場合のみ）自立支援医療（精神通院）受給者証（コピー可）
	納税義務者の印鑑（認印可）、自動車検査証（コピー可）、運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）、（4月1日現在で所有している自動車の場合のみ）納税通知書、（年度途中で取得した自動車の場合のみ）自動車取得税・自動車税申告（報告）書（コピー可。自動車保有関係手続ワンストップサービスを利用して登録した場合は不要）
障害者本人以外の所有・運転等で必要となる可能性があるもの	障害区分証明書 障害者と同一生計のかたの氏名が併記された健康保険証や源泉徴収票などの同一生計であることが確認できる書類（コピー可）、 障害者の世帯全員の住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）、 常時介護者の誓約書（常時介護者が印鑑を持参して申請する場合）、 （減免を受けていた自動車がある場合のみ）減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）

- ・他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車は減免の対象外です。
- ・減免に該当しなくなった場合は、「減免に該当しなくなった旨の届出書」を自動車税事務所または最寄りの県税事務所に提出する必要があります。印鑑（認印可）と自動車検査証（コピー可）の提示が必要です。事前に書類等を取り寄せていただければ、郵送でも可能です。
- ・全額免除対象の人が継続検査（車検）を受ける場合、納税証明書が必要です。自動車検査証（コピー可）を持参し、自動車税事務所または最寄りの県税事務所に請求してください。

【お問い合わせ先】

自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免のお問合せ窓口

- ① 埼玉県自動車税事務所 さいたま市大宮区下町 3-8-3
☎0570(012)229 FAX:048(643)0295
 - ② 埼玉県自動車税事務所大宮支所 さいたま市西区中釘 2152
☎048(623)0600 FAX:048(620)5530
 - ③ 上尾県税事務所 上尾市大字南 239-1* 自動車税（環境性能割）軽自動車（環境性能割）を除く
☎048(772)7111 FAX:048(772)7199
- 軽自動車税（種別割） 上尾市役所 市民税課（市役所 2 階）
☎048(775)5130 FAX048(775)9846